

福島県国土強靱化地域計画の概要

平成30年1月
危機管理課

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進

2 計画の位置付け

- ・国土強靱化基本法に基づく地域計画
- ・国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針

3 計画期間

2018年度から2020年度までの3年間

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として8項目を設定

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 強靱化の取組姿勢

あらゆる側面から検討、長期的視野、地域連携・相互補完、地域の活力向上

(2) 適切な施策の組み合わせ

ハード・ソフト対策、取組主体の役割分担、自助・共助・公助、平時にも活用

(3) 効率的な施策の推進

社会資本の有効活用、適切な維持管理、国の施策・民間資金の活用等

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の事情や課題への配慮、原子力災害による避難地域等の復興・再生、コミュニティ機能の向上、自然共生・環境調和

第3章 地域特性

1 福島県の地域特性

- 全国3位の面積、浜・中・会津で地勢や気候の異なる地理的環境が共存
- 多極分散型の県土構造(特色ある7つの生活圏)
- 原子力災害による避難地域等の発生

（住民の帰還促進、医療・福祉の提供、教育環境の整備、産業・生業の再生、風評払拭、地域コミュニティの維持・再生など、多くの課題が存在）

2 福島県における主な自然災害リスク

地震・津波災害、風水害・土砂災害、火山災害、雪害

第4章 脆弱性評価

◆ 評価の枠組み及び手順

- (1) 「大規模自然災害全般」を本計画の対象とする災害リスクとして設定
- (2) 「起きてはならない最悪の事態」として、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される31項目を設定
- (3) 強靱化施策分野として11項目を設定
- (4) 評価の実施手順
 - ・関連する現行施策の取組状況や課題等を分析
 - ・「起きてはならない最悪の事態」回避のための部局横断的な施策群を整理

第5章 強靱化の推進方針

◆ 推進方針の策定

- ・脆弱性評価の結果を踏まえ、取り組むべき強靱化施策の推進方針を策定
- ・強靱化施策:136項目、数値指標:69項目(うち本計画による新規18項目)

第6章 計画の推進

- ◆ 部局横断的な体制、国、市町村、民間事業者等との緊密な連携・協力
- ◆ 指標等を用いた定量的な進捗管理、PDCAサイクルによる柔軟な見直し
- ◆ 市町村における国土強靱化地域計画の策定・推進に向けた支援

「起きてはならない最悪の事態」(31項目)に対して推進する主な強靱化施策の取組

事前に備えるべき目標① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物、教育施設、病院・社会福祉施設等の耐震化等
- 無電柱化の推進
- 消防広域応援体制の強化 など



1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

- ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
- 地すべり防止施設、治山施設の整備等
- 火山噴火に対する警戒避難体制の整備 など



1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の整備等
- 防災緑地・海岸防災林の整備
- 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援 など



1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

- 雪崩対策の推進
- 道路の防雪施設の整備
- 雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起 など



1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河川管理施設の整備等
- ダム管理設備の機能確保
- 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援 など



1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 避難行動要支援者対策の推進
- 自助・共助の取組促進
- 東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進 など



事前に備えるべき目標② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 応急給水体制の整備
- 物資供給体制の充実・強化
- 非常用物資の備蓄 など



2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保
- 透析医療機関での非常時対応体制の整備
- 緊急車両等に供給する燃料の確保



2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

- 緊急輸送道路の防災・減災対策
- 迂回路となり得る農道・林道の整備
- 消防防災ヘリの円滑な運航確保 など



2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

- DMATによる災害医療体制の充実
- 災害医療コーディネート体制の整備
- 災害時医療・福祉人材の確保 など



2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 警察による災害対応のための連携体制の充実・強化
- 消防団の充実・強化
- 避難地域等における消防体制の再構築 など



2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症予防措置の推進
- 下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 など



事前に備えるべき目標③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

- 警察施設の耐震化等
- 警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実
- 警察ネットワーク環境の充実 など



3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 業務継続に必要な体制の整備
- 防災拠点施設の機能確保
- 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 など



3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動起動型信号機電源付加装置の整備
- 交通安全施設の維持管理
- 交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化



事前に備えるべき目標④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信設備の耐災害性の強化
- 多様な通信手段の確保
- 警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保 など



4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民等への情報伝達体制の強化
- 放送事業者との連携強化



事前に備えるべき目標⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

- 企業の事業継続計画(BCP)策定の促進
- 高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
- 空港施設、港湾施設、漁港施設の整備等 など



5-2 食料等の安定供給の停滞

- 緊急輸送道路の防災・減災対策
- 食料生産基盤の整備
- 農業水利施設の適正な保全管理 など



事前に備えるべき目標⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

- 県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給
- 電力関係事業者との連携強化
- 再生可能エネルギーの導入拡大 など



6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

- 高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
- 地方航空ネットワークの維持・拡充
- 鉄道施設の復旧・基盤強化 など



6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 上水道施設の防災・減災対策
- 下水道施設の維持管理
- 工業用水道施設の整備等 など



6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

- 渇水時における情報共有体制の確保
- 工業用水の渇水対策
- 農業用水の渇水対策



事前に備えるべき目標⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 農業用ため池ハザードマップの作成支援
- 砂防関係施設の維持管理
- 石油コンビナート防災体制の充実・強化 など



7-2 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の拡散・流出防止対策の推進
- PCB廃棄物の適正処理
- 工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施 など



7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

- 原子力発電所の安全監視
- 原子力防災体制の充実・強化
- 除染で取り除いた土壌等の適切な管理
- 放射線等に関する正しい知識の普及啓発
- 原子力災害時避難対策の推進 など



7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 災害に強い森林の整備
- 鳥獣被害防止対策の充実・強化
- 農業・林業の担い手確保・育成 など



7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

- 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等
- 放射線モニタリング体制の充実・強化
- 家畜伝染病対策の充実・強化



事前に備えるべき目標⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理計画の策定・推進
- 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化



8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 市町村への人的支援
- 復旧・復興を担う人材の育成
- 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化 など



8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域コミュニティの再生・活性化
- 地域公共交通の確保
- 自主防災組織等の強化 など

